

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年12月15日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年12月15日（火曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第169号議案	「質疑・討論・採決」
第170号議案	「質疑・討論・採決」
第171号議案	「質疑・討論・採決」
第172号議案	「質疑・討論・採決」
第173号議案	「質疑・討論・採決」
第178号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長 村田康助	副委員長 鈴木長良			
委員 竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	澤田恵子	浅尾洋平
柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	山口洋一
下江洋行	長田共永	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘
議長 鈴木達雄				

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午後 1 時30分

○村田康助委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る11日の本会議において本委員会に付託されました第169号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第10号）から第173号議案 令和2年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）まで、及び第178号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第11号）の6議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭をお願いします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いします。

第169号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

初めに、歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第169号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第10号）について質疑いたします。

歳入16款の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、13ページです。

今回の交付金8,621万4千円はどのようなプロセスと判断基準で事業充当されたかお伺いします。

また、充当された事業は他の補助金と重複していないか、お願いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、9月の予算・決算委員会においても御答弁させていただきましたけれども、6月

24日に愛知県から第2次の内示があり、庁内各課に新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした事業の提案をかけました。

各課から提出された事業内容につきまして、本交付金の目的と合致しているかを確認後、市民アンケートの意見等を参考にしながら、早急な対応の必要性や今後の新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化への貢献なども考慮しながら事業の採択を判断し、9月定例会に上程をさせていただき、お認めをいただいたところです。

その後、11月臨時会において事業の変更に伴う補正予算をお認めいただくとともに、当初予定しておりました愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金や市新型コロナウイルス感染症対策協力金の実績が当初の見込みよりも少なかったことから、財源の組替えや今回新たに会議録作成システム導入事業や学校情報システム管理事業など9月補正で対応できなかった事業の追加をさせていただきました。

なお、追加事業のほかの補助金につきましては、対象となる補助金はありません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 資料請求していただきました資料の一覧表を見ているんですけども、8事業が今回の対象事業で、2事業が減額ということ、あと、小学校の関係が組替えということで同額を一般会計財源と振り替えたということなんですけども、個別の事業について一個一個確認をしたいんですけど、個別の事業につきましてはそれぞれの委員さんが通告をしていただいておりますので、その中でこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が合致しているのかどうかのまた議論は、そちらで個別にお願いしますとしまして、私も通告してあるものですから、ここではあえて聞きませんが、これがなぜコロナウイ

ルス感染症対応の地方創生の交付金の対象事業になったのかなって、前はドッグランが対象になったことでもかなり議論を呼んだわけですけども、それと同じような理由でと言われるとまたまた判断に困るわけですけども。

今回の事業の中ではおおむねほとんどが対応かなと思うんですけども、これがどうしてコロナウイルス感染に関係があるのかな、回り回って関連があるのかなってというのが若干あるものですから、それについては個別の委員の質疑で確認をお願いしたいと思います。

ただ、事業関連に伴う減額ということで多くの減額、約5,700万円ほどが減額になっているんですけども、これだけ残って、減額になった理由というのは把握されているんでしょうか、それだけ確認します。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 先ほど御答弁申し上げました一番大きなところでいきますと、愛知県市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金と、それから市新型コロナウイルス感染症対策協力金、実績が出てきましたので、当初の見込みが多く見込んでおったといえればそれまでかなと思いますが、その差が実績と当初の見込みと差が大きかったというところが一番大きな違いなのかなと思います。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 見込みが違っていたということですけども、足りないよりはよかったのかなと思いますけど、ただ必要なところに全部行き届いていることだけが確認取れているかだけ、それを確認します。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現状でありますと、新都市に交付された当枠全て使い切る形で実施計画を予定しておりますので、いろんな事業に必要なものとして充当されておると考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳入18款財産収入の質疑に入ります。

質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、歳入18款財産収入、不用物品売払代金、ページ数は15ページです。

この売り払った不用物品は何か、また売払方法はどのようなものであったか。

お願いいたします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 売却予定の物件につきましては、小型動力ポンプ付積載車3台と道路維持で使用しておりました低床ダンプトラック1台であります。

売払方法については民間会社が運営しておりますインターネット公有財産売却システム、いわゆる官公庁オークションというものです。そちらを利用して売却していく予定です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 では、再質疑に入ります。

これは、小型動力積載車と低床ダンプ、これはそれぞれ幾らで売却をされたものか、教えてください。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今回上げさせていただいたのが、今定例会が通ったあとに1月の公有財産売却のターンで売れるものになりますので、今、まだ売却価格は出ておりません。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 この金額が出ているのは、これは希望価格とかそういったもので提示をしていただいているのでしょうか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 これまで何台か同じような車を売却しておりますので、そちらから推定したものを計上させていただいております。

す。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入18款財産収入の質疑を終了します。
次に、歳出1款議会費の質疑に入ります。
質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1の1の1議会費、人件費職員分、21ページについて質疑いたします。

時間外勤務手当29万9千円が発生した要因をお伺いします。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 時間外勤務手当が増となった要因ですけれども、令和2年度の当初予算編成時と比較しまして、議会事務局における時間外勤務手当の対象となる職員が1名ふえたことによるものでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、現職員の時間外ではなくて新たに採用した1名の方の人件費分ということですね。これが、時間外手当という科目に当たるといことでよろしいのでしょうか。そういう分け方でいいんですか。

職員人件費分とかするのが普通かなとは思いますが、時間外手当っていうと普通勤務時間外の時間外手当と考えるんですけど、今の説明だとほかの人件費になるような気がしたんですけどいかがですか。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 説明の仕方がうまくなかったのかもしれませんが、令和元年度で行きますと、管理職の方が4人、係長以下でこの時間外手当の対象となる職員が1人だったんですけども、今年度の4月1日の人事異動で係長以下が2人になったそのプラス1ということでございまして、会計年度職員が

ふえたというその手当の分ではございません。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出1款議会費の質疑を終了します。
次に、第2款総務費の質疑に入ります。
最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2款1項14目交通安全対策費、交通安全対策事業、27ページでございまして、工事請負費の57万1千円が計上されております。

駐輪場撤去の理由及び駐輪場等々の活用状況についてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 今回撤去を予定しております駐輪場ですが、JR本長篠駅の西に位置する公共駐車場の一角に建てられているものであります。駐輪場としましては2棟ございまして、そのうち東側の1棟を撤去する予定でございまして。

撤去予定の駐輪場は、老朽化による鉄骨の基礎部分の腐食が著しく、台風などの強風による損壊が考えられますので撤去を行うものです。

現在の状況としましては、主に通勤や通学で飯田線を利用する方がこの駐輪場を利用しております。平日で駐輪場2棟合わせまして自転車8台程度、ミニバイクが3台程度となります。休日はこれよりも台数が少なくなります。老朽化しました1棟を撤去しましても、残る1棟の駐輪場に20台は停めることが可能ですので、今回古いほうは撤去することとしました。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。現地も私、見てまいりまして、1棟目のところについては平成の初めぐらいですかね、確かつくった

と思うんですけれども、もう浮いた状態で非常に腐っている状態がひどいなど。よく持ちこたえてくれたといいますか、JRのほうへ飛んでいったら大変なことになった状況であります。

今、御説明いただいたように、利用者そのものについては年々減っておるものですから、8台とバイクが3台程度、そうなのかなと。もう一つの新しいほうに集約できるのかなと感じましたけれども。

撤去された後、その部分についてはどういうふうにされるのかなと、こんな感じがしましたので、それについての活用はどういうふうになされますか。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 撤去後の予定ですが、まだ正式ではございませんが、現在あります老朽化しております駐輪場の手前のところに、あの地区のごみ収集というか、ガードレールに沿って網をかけた状態でごみを出されておりますけども、来年はその部分を籠みたいなものを用意して、出したごみが荒らされないような形にしたいという話もありますので、そういったところを使っただけならば交通の支障になることがないのかなと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、続けて2款1項7目についてお尋ねします。財産管理費、普通財産管理事業、資料25ページであります。

1点目、不動産鑑定評価を行う物件。

2点目、当初の不動産鑑定手数料の額。

3点目、不動産鑑定手数料が増となった詳細な理由。

以上です。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 では、1点目、物件につきましてですが、こちらは作手杉平地

区の元定住促進住宅でありました旧杉平住宅の土地及び建物でございます。

2点目、当初の不動産鑑定手数料の額につきましては43万9千円を計上しております。

3点目、増額となった理由につきましては、昨年度末に普通財産に所管替えを行った物件について、早期に売却を行うため不動産鑑定を行い適正な時価を評定するためのものがございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いします。

作手の定住促進住宅ということで、土地、建物ということですが、鑑定手数料というのは通常は評価額にどれだけというのが大体標準が決まっています、普通のものであれば20万円から前後ということですが、その額が43万9千円ということは、かなりの評価額になると思われそうですが、これももう既に住んでみえるからということによろしいんですか。評価が済んでいるところは、そうしたらこの手数料が上がったよということなのか、これからやるけれども、これぐらい23万9千円ほどふえるのではないのというこういう上程なんですか。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 ただいまの43万9千円につきましては、当初予算に計上した不動産鑑定手数料でございます、これは杉平住宅とは別のところの鑑定手数料でございます。今回の杉平住宅の手数料に関しましては、23万1千円の予定をしておるところでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、全く43万9千円プラス23万1千円、新規のものだという理解をすればよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 杉平住宅、新規の計上でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 多分普通財産に、目的替え、用途替えをしたということでありますので、それだけうちの新城市が持っている新城市公有財産管理規定に準拠した形の中でこれは取られていると思うんですが、なぜこれ急にここで、この時期になって鑑定をしなくてはいけなかったのか。もっと事前にこれが入居者がお見えにならなかつたら、それに併せて鑑定をするということができなかつたのか。

そして、この鑑定に至った、目的替えをして売却をするということでありますので、この物件がいつまで御利用いただいていたのか、その点が分かればお願いしたいと思います。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 元定住促進住宅でございます。これが最終に使われておつたのが、平成23年3月31日まででございました。

それ以降、使われておらずに平成30年6月に条例の廃止をしております。昨年度末、令和2年の3月に普通財産のほうへ所管替えをいたしました。その後、普通財産で処分をするに当たりまして、コロナ禍の中でいつということと考えておりましたが、最近地方への関心も高まってきたということではちまちま売る方向で考えていきたいということで、今回不動産鑑定手数料をうたわせていただいたところでは。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 平成23年の3月から平成30年まで7年間御利用がなかったと解釈しました。かなり、土地は別としても、構築物についてはそれなりの傷みがあったのであろうかなと理解します。早く売れば良いと思います。

そして、次の同じく2款1項7目財産管理費、財産管理一般事務費、同じく25ページでございますが、ここで3点。

売却公有財産の物件の詳細、そして当初契約での手数料の額、売却手数料増となった細かな詳細な理由。

以上3点です。お願いします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 売却予定の物件につきましては、小型動力ポンプ付積載車3台と道路維持で使用しておりました低床ダンプトラック1台でございます。

2問目の当初契約での手数料の額ということですが、売却につきましては、民間会社が運営しておりますインターネット公有財産売却システムを利用してございまして、売却に伴う手数料については、落札額の3%となっております。

3点目の理由ですが、今年度売却が完了しました物件につきまして、当初想定を上回る額での落札でありましたので、今後売却予定の物件の手数料が不足することになりまして、今回増額をお願いするものであります。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2の1の9企画費、会議録作成システム導入事業、25ページです。

1、会議録システム使用料の月額。

2、職員などが会議録作成に従事した1か月の総時間数は。

3、システム導入によりどれくらいの時間が削減できる見込みか。

お願いいたします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、1点目のシステム使用料の月額についてでございますが、今回想定するシステムの使用料については、月額8万円（税抜き）でございますが、そちらで利用時間等の制限はございません。

それから2点目、従事した1か月の総時間数でございますけれども、職員が会議録作成に従事した時間につきましては、全庁を対象に調査をしておりますが、その調査した結果、

令和元年度の合計で2,763時間となっております。月平均で約230時間でございます。

それから3点目、どれぐらいの時間が削減できる見込みかということですが、今回庁内の調査結果を見ますと、現在会議録の作成には、会議時間の2倍以上の時間が会議録の作成に費やされております。このシステムを導入することで、一から文字起こしを行う必要がなくなりますので、従事時間の2分の1の削減を想定しているところです。

また、約1か月間トライアルということでこのシステムを試験的に利用しておりますが、その1か月間の期間中に45件、庁内で10の課が約3,900分の会議を処理しておりました。システムによる文字起こしに要した時間は約630分となっております。平均90分の会議を約15分でテキスト化をしておるといった状況でした。

会議録の精度は録音された音声の質に左右されるため、確認・修正する時間は必要ですが、「一から作る必要がないために時間短縮につながった」というような意見をいただいております。

職員の働き方改革や業務改善につなげるためにも、システム化できるところはシステムに任せて、職員が人にしかできない業務に時間を使うことで、住民サービス等の向上につながるものと考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1番の月額8万円ということで、今回予算額として上がっている186万8千円は3か月分だと思んですけど、3か月分掛ける8万円と初期投資と、あとマイク・スピーカーなどの周辺機器を合わせた金額ということだと思いますがそれでよろしいですか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委員、おっしゃられるように1月から3月の3か月間の分と、今回システムを最初に導入しますので初期設

置費用というのが30万円ほどかかることにはなりますが、そちらとあとマイクシステムなどの備品購入費等を合わせた金額になっております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 初期投資、そしてマイクスピーカーの周辺機器が必要だということですが、そこに予算を投入すればといったら変なんですけど、その後は月額8万円で今まで会議録作成をしていた2分の1が削減できるということでした。これは、明らかに職員の働き方改革につながるのではないかなと思います。

答弁結構です。以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうからは2の1の7財産管理費、新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業になります。25ページです。2点通告しました。

1点目が820万4千円の原資は主に何か伺います。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策基金の総額を伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 積立金の財源内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業を中止、縮小等したことによる減額分のうち、一般財源分及び新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の資金として受納しました寄附金を財源としております。

二つ目の総額になりますけれども、一般会計補正予算（第3号）で1億986万7千円を、次の第5号で1,379万8千円を補正予算に計上いたしましたので、これで予算総額は1億3,186万9千円となります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をさせて

ください。

原資のほうはコロナが今回感染拡大になったために、いろんな事業とかイベントが中止になったものをプラスしたものだということでした。

ここで具体的にお聞きしますが、その事業の中止したものというのはどういったものが、細かくはなくていいんですが大体どんなものが中止された、原資としてここに入っているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今回、補正予算の資料としておつけいたしました毎回お出ししております新城市の補正予算案の概要を御覧いただきますと、歳出の欄の欄外に三角の印がついておる事業がございます。そちらの事業が新型コロナウイルス感染症の影響により減額する事業でありますので、こちらの補正予算額そのままではありませんが、事業としてはこちらになります。

概要の上のほうから行きますと、国際交流員の招致事業とか、あとシティプロモーション、その他たくさんありますのでまた見ていただければと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 資料の三角のほう、いろんな事業が中止となって原資に入っているということで理解をいたします。

例えば、そういった中に自治区予算だと思うんですが、移住定住促進事業で東郷の事業が中止になったりだとか、あとは鳳来南部では地域人材育成事業がコロナで中止になって減額をされているということで理解をいたしているんですが、例えば今後、コロナがなければ事業としてやっていたこの地域自治区の事業だとか、ほかのものもあると思うんですが、今後こういった事業が再開できるということになった場合、予算の確保の対応というのはどういうふうを考えているのか伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 自治区予算になりますので、そちらは自治区予算の範囲内で地域協議会のほうでそれぞれ御検討いただいて、また特に人材育成事業とか、研修に参加したりとか皆様大勢集まるようなイベントについては、その頃合いを見計らって必要であるということであれば、それぞれの地域協議会の中で御協議いただいて予算化ということになってくると思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということは、今回は中止した分の原資はこの基金に入るけれども、今後2年、3年後また中止したものが復活してやろうとなれば、その決めた年度の地域自治区の予算で充当していくという流れの理解でいいのか、伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 そのとおりであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2の1の1一般管理費、人件費職員分、23ページです。

(1) 特殊勤務手当の内容をお伺いします。

2点目、時間外勤務手当発生の要因をお伺いします。

3点目、退職手当の職員数、年齢、役職をお伺いします。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、1問目ですけれども、今回の増額となる特殊勤務手当は、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業、例えば病院での看護だとか診察や救急業務での移送などに従事した場合に支給する特殊勤務手当になります。

2点目の手当発生の要因でございますけれども、この増額要因につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症の感染防止対策業務や7月の長雨による災害対応に多くの職員が従事したことによるものでございます。

3点目の退職手当の件ですけれども、今回計上いたしました退職手当の職員数は、早期退職予定者1名と普通退職予定者14名を合わせた15名です。一般事務職、主事から管理職まで、また保育士等が含まれておりますけれども、個々の職員の年齢だとかを公表いたしますと、退職予定者個人が特定されてしまうおそれがありますので、ここでのお答えは控えさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再度確認します。

特殊勤務手当はコロナ関係の対応ということで、病院、消防もそれに該当する部分もあるのかなと思いますけど。

この特殊勤務手当の条例というのは、勤務内容によって確か金額が定まっていたと思うんですけど、今回はコロナ対応というのは、確か特殊勤務はなかったような気がするんですけど、どの特殊勤務手当を該当させてあるのか。

また、こういったケースが想定、感染症対応になるのか分かりませんが、そこまで確認せずにすいませんでしたけれども、今後こういった特殊勤務手当としてコロナ対応というのが感染症のような場合の手当としてふさわしいことを設ける必要がないのかということも含めてお願ひいたしたいと思ひます。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 おっしゃるとおり、特殊勤務手当につきましては各種ありますので、項目に分けてというのが一番よろしいのかもしれませんが、今回につきましては新型コロナウイルス、特にこの案件につきましては増額の金額を補正で上げさせていただいたところですよ。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 理由は分かりましたので、どの特殊勤務手当にはめて、その時間と手当、回数なのか分かりませんが、出した上でこの金額が出てきておるのかなと思ひたものですからそういう聞き方をしたんですけど、言っている意味は分かっていますか。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 一応、この内容につきましては11月までの実績を基に算定させていただきます。

ちなみに、このコロナウイルスの金額ですけれども3千円というものが11月までで462万9千円。

[不規則発言あり]

○牧野賢二秘書人事課長 この手当につきましては、災害応急作業等の手当という中のコロナの関係ということになります。失礼しました。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 コロナも抑止の災害と同等ということで、財調を取り崩したときもそういったような説明だったと思ひますけど、これが災害等でふさわしいのかどうかという問題もありますので、災害は命に関わるケースもあるかもしれないけどあんまりない。ただし、コロナ対応の場合は自分が感染した後のリスクだとかそういうことになると、その対応はその回答、充当させることがふさわしいのかどうかということを議論した上で、そうするとこういった感染症対応特殊勤務手当というのを新たに設けるべきなのかどうかというそういう議論があったのかどうか分かりませんが。

今後そういう対応、特殊勤務手当として設けるべきではないのかななんて気がしたものですから、これは病院や消防以外にもそういったケースで対応せざるを得ない職員も出てくるかもしれませんので、その辺についての検討はされたのかどうか、今後の課題なのかどうかお伺ひします。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この議案について、確か6月定例会のときに追加議案で出ささせていただきました。当初、国のほうから出された関係がこの災害対応の関係で1,080円の手当がついておりましたが、国の指針がありました中でつけさせていただきましたので、検討というのかそこに準じたという形でつけさせていただきますいております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。では、今後とも災害対応という形での対応ということの確認ができました。

それから、時間外勤務手当はコロナや災害対応の長雨ということでこれもそういった要件だというのが分かりました。

あと、退職職員数が15人ということで、これ定年ではない、定年なのか早期なのかによると思うんですけど、15人というのはかなり多い職員数だと思いますけど、その辺の職員の組織的な影響、職員採用への影響とか、その辺のことは配慮されているのかお伺いします。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 こちらの退職手当につきましては、早期退職と普通退職に係るものですので、定年退職の者についてはまた別途算定しておりますので、今回につきましてはその15名のみだけということでしょうか、お願いします。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは分かりましたので、15人が予定外といっちはいけないけれども、想定外で退職されたのか、あらかじめ分かっていたのかもしれませんが、職員採用の計画だとか職員の組織内での人事配置に影響があるのかなのか。減れば当然あると思うんですけど、そういうことへの対応はどうですかと確認しました。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 定員管理等の計画に基づいてやっておるところですけども、それに合わないというところが早期退職と普通退職でございますので、それ以外ということで、退職者に合った対応につきましては、順次進めております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 業務に影響のない範囲での対応をお願いするということしか言えません。いいです。

では、次の2の1の9の企画費、会議録作成システム導入事業に行きます。

システムの内容と備品内容をお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回想定をしております会議録作成システムは、AI音声認識技術を活用しまして、録音した音声データを文字起こしするというものでございます。

購入予定の備品については、マイクを通して録音をしたほうが文字起こしがより正確にできるということから、会議等で高品質な音声データを録音するためのポータブルワイヤレスアンプセット1式と音声会議用マイク・スピーカーセット1式、ICレコーダーを2台予定しておりますのでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そのシステムだと、どのレベルの会議室まで対応できるのかなというのが疑問なんですけど、例えば議会のほうはかなり会議が多いんですけど、そこまで対応するのか、本会議を対応するのか、あるいは庁内でいろんな庁内会議、経営会議、部長会議、いろんな企画会議等あるし、それから外部の有識者を交えていろんな諮問機関の会議とかいろんな会議が想定されるんですけど、主にどういった会議の議事録を対応させるのか。

将来的には、今、言ったような庁内の全ての会議なのかということで、いろいろ導入の備品の数も変わってくると思うんですけども、今回導入するレベルはどの程度の、どのレベ

ルの会議まで対応することを想定した対応なんでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 このシステムの導入に当たりまして約11月、1か月間になりますが、試験的に利用をしておるところであります。そちらで試験的に利用した会議につきましては、庁内の会議、それから地域協議会などの会議、それから若者議会での打合せも含めた会議等に利用をしております。

今後、多くの会議で利用をしていくことが想定されるわけですが、議会の中で本会議だったり、委員会だったり使うところまでは、現状ではまだそこまでは想定しておらないですが、それぞれの所管課で必要に応じて判断をしていただければと思います。

正確な文字起こしをすることで、時間短縮は確実に見込まれるということが分かりましたので、クリアな音声をICレコーダーで録音することがまずは必要になるのかなというところで、いろんな会議に今後使っていけたらと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。今のマイクですとかICレコーダーの数でいくと、例えば同時に録音できる会議の数は限られてしまっているし、なかなか全庁的かというと難しいのかなと思うんですけど。

同時に文字起こしするわけではなくて、録音しておいた上であとで順次文字起こししていくのなら、ICレコーダーは順番に使い回せばどんどん録音しておいて、文字起こしはまた別の作業でやっていけば、ある程度同時進行というか幾つかの会議を文字起こしできるのかなと思うんですけども。

それは庁内はいいとして、特に議会側は、文字起こしを外注に出している部分と自分たちでやっている部分があるんですけども、やっぱり費用対効果を考えると外注減らして自分たちでやる、これでやるのがいいのかとい

うまた計算しないといけないと思うんですけど。

そういった形で全体の中で今回の会議録作成システムが、最初の総務費の国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が全額充当されているわけですけど、こういった部分でこのコロナ対応の事業のかなというのがちょっとクエスチョンだったんですけど、これにやることによって三密が防げるとか、何かそういった意味があるのかなと思ってもそれも思い当たらないですけど、こういったスタンスでこのコロナ対応を充当させたのかを確認します。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金ですが、その理由の中に、行政のIT化を進めてコスト削減を図る、行政手続の徹底したオンライン化であったり、電子処理化ということがうたわれております。

こうしたAI技術を活用して、業務改善、働き方改革というのを推進することが該当しておると考えておりますし、また新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、オンライン会議というのが増加しております。そうしたオンライン会議でも使用可能なマイク、スピーカー等の周辺機器を今回併せて購入していこうという予定でございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款1項3目の障害者福祉費の中の重症心身障害児等居場所づくり事業についてであります。

代替事業について等考慮されなかったのかどうか、確認をしたいと思います。

○村田康助委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 重症心身障がい児等居場所づくり事業は、重症心身障がい児等が学校の長期休みの期間に自宅以外で過ごせる居場所をつくることを目的に事業を開始しております。

新型コロナ感染拡大に伴い、代替事業として、感染リスクの高い重症心身障がい児を外出させることなくオンラインで実施ができないかと、事業委託担当者並びに保護者の方と検討しましたが、家庭でのネット環境が整わないこと、また、オンラインが使えたとしても、重症心身障がい児の自宅からの発信が本来の事業の目的とずれてしまうのではないかという意見もあり、今年度は事業を見送った次第です。

次年度に向けましては、新型コロナ感染予防と居場所づくりを両立して事業が実施できるよう関係機関や保護者の方々と検討を進めていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

ただ、これ数年経過して実施されている中身だと思いますけれども、こういうコロナ禍の状況の中で障がいを持たれているお子さんたちというのは非常に大変なリスクを背負いながらも、環境下も大変な状況であると。保護者の皆様方も、大変御苦労されておると思うんですけども、何とかこれクリアできるようないろいろ検討して下さったようでありますので、これはやはり委託料として計上されておりますが、市がもう少し進んで新たな事業化へ向けてやっていただきたいなど、こんな思いがあります。

特に、コロナ禍の中での環境下ということで、いろんな工夫、工夫という言い方はいけません、いろいろ創意工夫の手法があるのではないかなとこんな思いがするんですけれど

ども、再度確認したいと思いますが、当然委託されるわけでありますけれども、委託先の団体の皆様方と今後協議をなさって、より実態になるような方向でできるのかどうか、確認したいと思います。

○村田康助委員長 市野児童養育支援室長。

○市野朝子児童養育支援室長 関係機関の方々とより一層検討を進めていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、歳出3款2項1目民生費、高齢者福祉事業として買物困難地域対策事業、ページ数は39ページです。

(1) 事業開始から現在までの事業費の合計と成果は。

(2) 補助金300万円の主な事業内容。

以上、お願いいたします。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 では、2点質疑いただきましたので、順次お答えをします。

1番、事業開始から現在までの事業費の合計と成果は。こちらにつきましては、平成29年5月に414万4千円、平成30年1月に419万4千円、合計833万8千円を移動販売事業に使用する車両購入経費として2事業所に交付しております。

現在、その2事業者で、市内10自治区のうち新城地区、東郷地区、千郷地区を除く7自治区エリアで移動販売を行っております。新鮮な食品を定期的に購入でき、たくさんの商品から自分で選んで購入できるため、店舗まで行くことが困難な高齢者の方に喜ばれております。

2番の補助金300万円の主な事業内容につきましては、移動販売車両の購入に要する経費であります。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、1番から再質疑

させていただきます。

以前、平成29年5月には414万4千円、平成30年1月には419万4千円、そして今回、300万円となっているんですけれども、この移動販売車の内容等が違うわけでしょうか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 以前に購入されました平成29年と平成30年に購入された車ですけれども、もともとそれぞれの事業者が買った車、元の車両も違いますし、今回は軽トラックを基にしまして、その上に冷蔵庫だとかショーケース等をつけております。

過去の事業者につきましては、元の車までは私見てこなかったんですが、一つの事業者につきましては、マイクロバスを基に改造しておりますので、今のものよりも金額が高くなっていると記憶しております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今、車両のことでお答えいただきましたけれども、成果としては今回軽トラックを使つての販売車ということですが、このマイクロバスと車両も高くなりますけれども効率的にはどのようにお考えでしょうか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 新城の、特に山間部におきましてはやはりなるべく御自宅に近いところに販売車両が入っていったほうが利便性は高いと思われまますので、今度の新規事業の軽トラックを基にして改造するというのは、新城の地域性には合っていると思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうですね。実情に合った動かし方をすることが効率がいいことだと思います。

それから、前回の2台は事業者で用意をした車だということで、今回は軽トラを購入するための資金の300万円ということですが、3台の車で十分これを賄うことができ

るのか、まだ不足の部分があるのかということをお教えください。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 以前の2台と、今回の1台と全て違う事業者さんが購入するものなんですけれども、1台の車で新城市のほうで補助金をこちら出しておりますが、補助金の要綱の中で、10自治区のうち3地区以上を回っていただくということを条件にしておりますので、10自治区のうち単純計算でも3事業所で9地区は今カバーができることになるということで、もちろんそれぞれの事業者さんが3地区以上に回っていただいておりますので、かなりカバーがこれでできていると思っております。

○村田康助委員長 この際、休憩を取りたいと思います。再開を2時40分とします。

休 憩 午後2時31分

再 開 午後2時40分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

澤田恵子委員の質疑が終わりました。

牧野秘書人事課長から、発言の申出がありますので許可します。

牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 先ほど、滝川委員から特殊勤務手当の関係で御質疑があったところでして、答弁の手当の種類ですけれども、私が「災害応急作業等の手当」とお答えいたしましたけれども、正しくは防疫等の作業手当ということで大変失礼いたしました。おわびして訂正申し上げます。

○村田康助委員長 ただいまの牧野秘書人事課長からの発言訂正につきましては、委員長において許可します。

3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、老人福祉費、買物困難地域対策事業、39ページについてお伺いします。

澤田委員のほうから質疑をしておりますので、おおむね内容はということですが、再度確認をさせていただきます。

3点、本事業の詳細、2点目、本事業に期待する効果と、お話がありました平成29年、平成30年の従前買物困難地域対策事業の成果、そして同じく従前事業の事業者と今回の事業者との競合の考慮。

以上、3点です。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 3点質問いただきましたので、順次お答えをします。

まず、1番、本事業の詳細につきましては、新規に移動販売事業を始めたいという事業者に対し、移動販売車の購入に要する経費を助成するものであります。今回、計上した事業につきましては、軽トラックを改造し、可動式ステンレス常温陳列棚、冷凍庫、冷蔵ショーケース、野外スピーカー等を取り付けた車両を購入する費用となります。

2番につきましては、先ほどもお答えしましたが、現在2事業者が市内10自治区のうち新城地区、東郷地区、千郷地区を除く7自治区エリアで移動販売を行っております。本事業の事業予定者においては、現在カバーできていない3地区を含めた巡回コースを提案し、高齢者の買物における利便性の向上を図っていきたいと考えております。

従前の事業の成果につきましては、新鮮な食品を定期的に購入でき、たくさんの品物から自分で選んで購入できるため、店舗まで行くことが困難な高齢者の方に喜ばれております。

3番ですが、各事業者がそれぞれの特色を生かし、地域のニーズに合わせた販売方法で事業展開を行っております。新規の事業者につきましては、従前の事業者が回っていない

地区を巡回コースとして提案するとともに、各事業者が同日に同地域での販売とならないよう調整を図っていきたいと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 軽トラックを改造されて、それに今お話がありましたように冷蔵庫であるとか、売台だとか、屋外用のスピーカーをつけるということですが、100万円ほど違うんですね。前は事業費が414万4千円とか419万4千円ということで、100万円ほど違う、その部分だけ巡回サービスができるという理解をしておるわけですが、

そこでお伺いしますが、先ほど言われた東郷、新城、千郷、この地区へ行っていただくような意味合いのお話を事業者さんにされてみえるのか。これはあくまでもそれぞれ事業者の商売上のこともあると思いますので、余り強制はできないわけでありまして、こういう公の場でやっているということも言えないのではないかと思います。その地区を重点にリカバーをしていくというお考えで事業を進めてみえるのか、お伺いします。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 まず、この事業者につきましては最初に補助金の相談に来たときに、「いま現在行っている事業者の販売ルートを教えていただきたい」ということだったのでお教えをしました。「現在、回っていない地区はこちらの地区ですよ」ということは、こちらから提案をしております。

ただ、話を進める中で、事業者さん側が希望しているルートを出していただいたんですけども、そちらのほうはその3地区以外にも舟着地区や八名地区、あと鳳来北西部、東部、南部、鳳来中部も入ったルートで提案をいただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 平成29年、そして平成30年以外にも、実はコンビニさんが1台多分こういった事業をやっておみえになるそうです。

というのは、定例的に八名地区は土曜日に巡回して見えるわけでありますが、それ以外にコンビニさんが回るということでありますが、多分その方はこういった補助金を受けずにやられたということでありますが、今回補助金を受けて御精進していただくというのは大変ありがたいことでもあります。

実はこの移動販売車で一番問題になるのが、酒類の販売ができないということなんです。ですので、そういった買物の困難な方にでも「ちょっとあるといいよね」ということを伺うわけでありますが、そこらを含めて既存の方、そして今回の方、補助金も受けられない方もお見えになるわけでありますが、そこら辺のことについてはどのようにお考えになってみえるのか。

唐突に言ったので、これからということかもしれないかもしれませんが、実はそういうことがあるということでもありますので、また内部でそういったことのお話があったり、事業主さんからそういったことがあったのかなかったのかも含めて、それはお分かりの範囲で結構であります。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 酒類につきましては、ちょっと相談の中で出てきたことはないんですけども、ただ先ほどもお話ししましたように、10自治区のうち、作手地区につきましては全体を、今、カバーができていないわけではないんですけども、一応自治区としましては全ての自治区に一部ではありますが入るようになったと。

今の補助金の内容、補助対象事業というのが車両購入費ということになっておりまして、車両を購入される場合に補助を出しますよということなんですけども、コンビニさんがやっていたいただいていることもありまして、今後は例えば車両購入ではなくて、事業の継続に関して何らかの形で支援するだとか、車両購入というものに限らず支援の形を検討していきたい

いと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 車両購入の費用についてはおおむね充実をしてきたと思うわけでありますが、一番最初の年に導入したものについては、コンピューターを使って軽トラに積み込んだ商品全てインプットして、そしてポスデータに基づいて利用者から供給したものについてはそこから減算をして、それで実際軽トラの中に残っている在庫は全部実は、入れれば全部在庫管理ができるようになっていくということでもあります。そのシステムがある程度使えなくなる、バーコードシステムだとかそういったものがだんだん経年劣化をしていくということでもあります。

これ極端な話、今、ここで300万円の補助金を使ってこの方が事業を開始しました。数年たったらそういった機器、既存の事業者がお見えになるわけでありますが、機器が劣化をしてきた。じゃあ、その機器の分だけ追加でということも今後発生すると思うんですが、そういったことはお考えになられてみえるかどうか。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 いま現在のこの補助金の交付要綱の中では、今、ついているものを更新するというものについての補助対象とはしておりませんので、今後そういうことも含めて、また検討していきたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは3の3の6保育所費、保育所管理事業になります。43ページで1点ございますが、211万1千円の主な内容を伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 保育所管理事業につきましては、千郷西こども園の3歳以上

児トイレ引き戸の経年劣化による取替修繕及び、遊具保守点検結果を受けて必要となる千郷中こども園と東郷西こども園の砂場枠修繕でございます。

また、遊具保守点検結果を受けて必要となる千郷西こども園のプラスチック製遊具2基及び鳳来こども園の一輪車補助機について園児が安全に利用できるよう備品の更新を行うものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内容は確認ができました。

その中で、砂場の枠の取替えということで、千郷中こども園と東郷西こども園の取替えがあるということですが、これは枠だけでその中の砂も入れ替えるとかそういったところもあるのかどうか、具体的な内容等がもしも分かれば教えてください。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 今回、この2園の砂場の枠は木枠でございまして、こちらをプラスチック製の枠に替えるものでございます。中身の砂については、今回この中には含まれておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

あと1点だけお聞きしたいんですが、こういった遊具の保守点検とか、点検作業というのがあるということでお聞きしたんですが、この点検作業というのは大体年間どのぐらいのペースでやられているものなのか、教えてくださいたいと思います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 遊具の保守点検でございますが、年4回、6月、9月、11月、2月に行われるものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ではお願いします。4款2項4目であります。し尿処理費、し尿等下水道投入施設管理事業、資料55ページであります。

下水道使用料の増加、その詳細であります。

2点目、今後の予測下水道使用料見通し額と市民に及ぼす影響の有無についてお伺いします。

○村田康助委員長 林生活環境課参事。

○林弘一生活環境課参事 下水道使用料増加の要因につきましては、し尿及び浄化槽汚泥を豊川から取水した伏流水で希釈して公共下水道管へ圧送している送水量が増量したことに伴うものであります。当初この希釈倍率を19倍として計画しましたが、5か月の運用実績から令和2年度当初予算では希釈倍率を15倍とし、送水量を22万9,200立方メートルと見込みました。

その後の運用実績から、本年度は希釈倍率を18倍としており、その結果下水道使用量見込みを26万9,623立方メートルとし、この増量分4万423立方メートルに係る下水道使用料として916万4,593円の増額補正をするものであります。

今後の予測下水道使用料につきましては、令和2年度決算見込みとして7,573万7,968円と試算しております。

流入部にスクリーンを設置するなど設備改修を行ったことにより、希釈倍率の低減が図られ、今後は維持管理において希釈水量の低減を含めた維持管理費の抑制に努め、市民生活に及ぼす影響を少なくするように管理してまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 希釈倍数の当初設計は19倍でやろう。やってみたとところ15倍でやってみ

た。どうもあれだから、また18倍にした。要するに、15倍の当初予算を設定しておみえになって、結果18倍にしてみたということなんです。1点目、2点目含めてもいいと思うんですが、スクリーンを設置されて、そこでその効果を高めていくことにしたということですが、やはり当初19倍という希釈倍率を否定されたということですが、これは機械の製造メーカーさんの推奨されたものなのか、今までの経験値から19倍でいいよねとしたのか、その点お願いします。

○村田康助委員長 林生活環境課参事。

○林弘一生活環境課参事 下水道放流基準を満たすために、当初19倍で予定しておりましたが、当初予算編成時においては15倍まで希釈倍率を少なくしてもいけるだろうと考えましたが、その後の運用実績等含めて18倍に希釈することが適当であると考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、15倍から18倍に変更された。そして、まだまだ施設はかなり新しいものでありますので、恐らく18倍でいけるのではないかなと思います。やはり投入されるものがされるものでありますし、公共管には圧送というかなりの仕事がありますので、そういった意味でこの18倍という希釈がどの程度もつのか、そういったことについては将来見通しを持ってみえるのか。

将来的にこれがもう少し水を使うということになるのであれば、2点目のやはり利用者に対する御負担が変わってしまうということにもなるかと思いますが、その点についてはいかがなものかお伺いします。

○村田康助委員長 林生活環境課参事。

○林弘一生活環境課参事 先ほど説明したとおり、流入部にスクリーンを設置するなど設備の改修を行いましたので今後の希釈倍率は18倍からさらに低減できる見込みであると考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終

わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、4の1の3保健センター費で質疑を行います。保健センター管理事業で47ページです。

1点ございます。備品購入費の23万4千円の内容を伺います。

○村田康助委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 備品購入費の内容につきましては、放送器具としてワイヤレスアンプ1台、ワイヤレスマイク2本、ワイヤレス用ピンマイク2個、ピンマイクトランスミッター2個を購入するものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 放送器具一式ということで、ワイヤレスアンプ、マイク、ピンマイク、トランスミッターという形で購入備品ということで理解をいたしました。

これらの放送器具一式なんです。どういったシチュエーションというか、保健センターの業務においてどういったところで使う器具になるのでしょうか。

○村田康助委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 保健センターの保健事業で、今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためにマスクをして、人と人の距離を保って換気をしているところなんです。人と人の距離が広がっているところでいろんなことを私たちが伝えなければいけないときに、大きな声を出しますと、マスクをしていても唾液の飛散のようなことがあります。まして、感染予防を意識しましてマイクを使えばマスクをしていても広く多くの方のところにも声が届くと思ましてこの放送器具を上げさせていただきました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。いろんな保健センターの事業を行うときに、いろんな健診だとか、いろいろ市民の方が集まって健康教室だとかそういった中でいろいろな催物を

やる中でソーシャルディスタンスを取るときに、マイクがあればマスクをしたままでも説明とかがスムーズにできるということで理解をいたしました。

では、今回の予算では、コロナの感染症対策ということでありますが、新しい生活様式に沿った状況での適用となるということで今回計上したという理解でいいのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 4の1の6休日・夜間診療所費、休日診療所運営事業、49ページです。

オンライン資格確認システムの詳細と委託先をお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 休日診療所のオンライン資格確認システムの詳細と委託先ですが、これにつきましては稼働開始が2021年3月からとなっているシステムなんです、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等によりオンラインで被保険者の資格情報の照会ができるシステムとなっております。

このシステムの導入により、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上が図られるとされております。

休日診療所の委託先につきましては、現在休日診療所で使用しておりますシステムの改修となりますが、運営自体を新城市医師会に委託しておりますので医師会に委託することになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 マイナンバーカードを健康保険証代わりに使うということですが、なかなかマイナンバーが普及していないんで

すけど、こうやってしていくことはいいことだと思います。

次の同じく休日・夜間診療所の今度は夜間診療所の運営事業にも同じシステムと、この委託先も医師会ということなんでしょうか。夜間診療所はいろんな医師会の方が協力してくれていると思いますけど、その辺の確認をします。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 夜間診療所につきましては、新城の医師会の先生方も大変御協力をいただいているんですが、システムにつきましては現在医事会計システムを委託している業者を予定しておりますので、委託先は医師会ではなく業者への委託となります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 既存のシステムをやっている業者へ委託ということですか。

先ほどの休日診療所には手数料がなかったんですけど、夜間診療所では同じ事業で手数料が発生している要因は何ですか。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 すみません。もう一度、お願いしてよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 休日診療所運営事業は委託料として132万円が計上されております。夜間診療所は委託料として74万8千円と手数料2千円が計上されているんですね。こちらだけ手数料が出るのはどういった理由かなということを確認したいと思います。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 すみません。あとで確認させていただきます。

〔不規則発言あり〕

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 すみません。手数料の関係なんです、手数料につきましてはオンライン資格確認電子証明料の発行手数料となっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、夜間診療所の手数料が要るけど、休日診療所はその発行をする必要がないのか、手数料は生じないということでもいいのかな。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 説明をもう一度させていただきます。

医師会のほうにつきましては、運営を医師会に委託しておりますので医師会の委託料の中で全て含めた形で行っております。

夜間診療所につきましては、市の直営ということでやっておりますのでその分別になっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 あと委託料が倍ぐらい違うのは業務量の違いなのかということと、マイナンバーカードを持ってくる人がふえると委託料も増えるのか、そのシステムだけでカードを持ってくる人がふえてもふえなくても変わらないのか、その点はいかがですか。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 委託料につきましては、ネットワーク環境の整備とか、レセプトコンピューターとか電子カルテの既存システムの改修になりますので、既存のシステムによって金額はシステム改修の内容が変わってきますので、変わってきます。

患者さんがふえたことによって変わるかどうかという質疑については、これはあくまでネットワーク環境の整備であったり、システム改修になりますのでそちらについては変更はありません。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出5款1項2目勤労青少年ホーム費、勤労青少年ホーム管理事業ですね。

事業内容と雨漏りの状態と場所をお願いします。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 事業内容につきましては、勤労青少年ホーム西側の室内で雨漏りが発生するため、雨漏り箇所のシーリング打替えや塗装を行う補修工事であります。

雨漏りの状態と場所につきましては、西側の外壁やサッシ回りの目地の複数箇所にひび割れが見られ、西風を伴う強い雨の場合に、室内の天井や階段西側のサッシ枠から雨漏りが発生するという状況であります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 西側だということが分かりました。

これ、シーリングは短期間で工事は終わるわけでしょうか。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 期間についてはこれからになりますが、そんなに長くはかからない工事だと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項3目農業振興費、新規就農者確保対策事業、59ページであります。

ここで言われております新規就農総合ポータルサイト開設への期待と成果の目標につい

てお伺いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それでは、初めにポータルサイト開設への期待ということでありませうけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続き、対面での就農相談会等の回数が減少しておりますけれども、一方では感染のリスクが高い都会での生活から、地方への移住希望者が増えております。これをチャンスと捉えまして、移住希望者に就農を促すとともにその家族の移住を後押しするため、これまでの就農情報だけに着目したサイトではなく、移住する家族が必要とする情報も集めた新規就農総合ポータルサイトを開設することで、新規就農者の確保と定住人口の確保につながることを期待しております。

成果目標でありますけれども、農林業公社しんしろの研修生及び新規就農者の確保数としております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 なかなか大変であります、ひとつよろしくお祈りしたい。それによって、本市は新規就農者、非常に成績がいいことでもありますのでそれら含めてさらなるこういった時期、設備を利用して調整をしていただければと思います。

そして、同じく6款1項3目の農業振興費、人・農地振興事業、資料は61ページになりますが、2点あります。

農地中間管理機構の機構集積協力金とはどういったものか。

2点目、農地中間管理機構から機構集積協力金の交付の詳細についてお伺いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それでは、1点目の機構集積協力金でありますけれども、これは、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化等を促進するために、各種の取組に対して国から県・市を通じて地域または個人へ交付されるものであります。

対象となる取組は二つありまして、一つは、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けて、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し交付される地域集積協力金、もう一つは、農業部門の減少による経営転換、または農業からのリタイアや相続に伴い農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合に、経営転換またはリタイアした農業者、あるいは農地の相続人に対し交付される経営転換協力金があります。

2点目の協力金の交付詳細であります、今回の機構集積協力金は、地域に対し交付される地域集積協力金ということになります。

対象地域につきましては、千郷地区の稲木、野田、川田の一部にまたがる吉水集落、東郷地区の上平井集落、作手地区の菅沼集落、中河内集落、北畑集落、和田集落の6集落が対象となっております、それぞれ集落内の農地面積に対する農地中間管理機構への貸付面積の割合となります。機構利用率に応じて10アール当たりの交付単価が変わってまいります。

交付額につきましては、6集落の総枠になりますが、交付対象面積約81ヘクタールに対しまして、2,027万8千円を予定しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 協力金というのがありますが、管理機構が御足労いただく中での協力金であります、今、課長のお話いただいたように農地の貸付け、リタイアされたとか、相続人ということですが、そういった方が大型機械をお持ちになっておみえになって、これも使ってよね、機械つきで貸し付けるといふのかな、そういうことをされた場合についても、農家さん、農地の所有者にもそういった協力金がお支払いできるのかどうか、お願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 反問権、よろしいでし

ようか。

○村田康助委員長 どうぞ。

○安藤映臣農業課長 確認ですけども、機械を利用した人に協力金ということでしょうか。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 言い方が悪かったようですが、Aさんという方がリタイヤをされた。その方には大型のトラクターだとかコンバインをお持ちになってみえた。その機械もトラクターも全て一緒に貸付けをした場合に、農地の部分には協力金、管理機構に入るのかもしれませんが、その機械もつけてそういうことをしたという場合についてどうかなということでもあります。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 この事業につきましては、農地に対する協力金になりますので、機械をつける、つけないはそのときに、お互いに相対でやっていただければいいのかなと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 歳出6の2の1農業土木費、土地改良施設維持管理適正化事業、P61です。

事業内容と事業の場所を伺います。

○村田康助委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 それでは説明させていただきます。

委託料257万1千円の内容につきましては、地区から要望のありました野田字幹徳地内にある中市場池の堆積土しゅんせつ工事に伴う詳細設計業務委託のための費用になります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市内にそういうため池があって、どんどんやっていただくのは非常に喜ばしいことです。

これ、工期はどのぐらいかかりますでしょうか。

○村田康助委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 委託の業務の期間についてでありますけれども、3月いっぱいを目処としております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ここに限らず、いろんなところもあるんですけど、国土強靱化ということで今後とも進めていただきたいんですけど、ほかにもまだ今後随時やっていただけるとは思うんですけど、ここ以外のことについては聞けませんが、どうでしょうか。いいです。

次、行きます。

6の3の2 林業振興費であいち森と緑づくり事業、P63。

事業内容と事業場所について伺います。

○村田康助委員長 金田産業振興部長。

○金田明浩産業振興部長 事業内容と事業場所につきまして、御答弁させていただきます。

本事業は、愛知県においてあいち森と緑づくり税を財源とした奥地や公道沿いの杉・ヒノキの人工林に対しまして、間伐率40%程度の強度な間伐を行い、森林の有する公益的機能が十分に発揮される森へ誘導することを目的とした事業であり、そのうち、事業候補地の調査、所有者との承諾交渉、それから杭打ちでありますとか測量などの業務を県から委託を受け実施する事業でございます。

事業場所としましては、当初一畝田事業地をはじめとした7事業地406ヘクタールを予定しておりましたが、事業が順調に進んでいることから、事業主体であります県と協議の上、令和3年度に予定していた長篠・富保事業地59ヘクタールを前倒しいたしまして実施するものでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 山田委員が質疑された件であります。あいち森と緑づくり事業について

であります。今、資料を頂いた表を見ておるんですけども、これ民地ではなく、旧長篠村だとかこういう市の財産に関わるものが対象になると思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

それから後、この図を見てもどの地域だか全く分からないんですけども、このあたりも説明をついでにお願いしたいということです。

それから後、この長篠・富保事業地として間伐率を40%以上ということを目標にされておるようでありますけれども、現状、今どういう状態になっておるのか、事業地そのものですね。極端な間伐をしますと、災害、二次災害が起きる可能性もありますので、そのあたりの調査も含めてどういう状況になっているのか、以上お願いします。

○村田康助委員長 金田産業振興部長。

○金田明浩産業振興部長 まず、この長篠・富保事業地でございますけども、市有地も含まれているということでございます。

図面の詳細ということで、色は同じ色で申し訳ないんですけど、赤色で太くなっている部分が長篠・富保事業地と。

間伐率が40%ということですが、あいち森と緑づくり税につきましては、県が実施する事業でありまして、強度な間伐ということで40%で実施するものであります。広域的機能を発揮するということで強度間伐40%ということをやっておりますので、今回も防災の観点も含めた形で40%ということをやっているということでございます。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、7款1項3目観光振

興費、湯谷温泉配湯事業、資料67ページであります。3点お伺いします。

まず、ここで言うております配湯タンク移流管とはどういったものなんですか。

2点目、移流管取替工事の詳細について。

3点目、当該移流管取替工事による受益者負担の影響は。

以上、3点です。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 配湯タンク移流管とは、加温しております温泉をためてある貯湯槽から配湯ポンプへ温泉を送るための15メートルほどの配管のことになります。

移流管取替工事の詳細につきましては、既設の移流管を全て撤去いたしまして新しい配管を取り付けるものであります。温泉の性質上、温泉成分が配管内で固まり温泉の流れにまず圧が下がるなどの影響が出てしまうため、維持管理がしやすい取り外しのできるものに交換をさせていただきます。

また、配湯管を支えます基礎の撤去・新設も行いますので、工期といたしましては4日ほど予定しており、その間は配湯を停止させていただきます。

移流管取替工事による受益者負担の影響につきましては、新城市湯谷温泉管理に関する条例第22条第1項に「供給装置の工事の費用は、市が負担し、受給装置の工事の費用は、温泉の使用権者が負担する」となっており、今回の工事は供給する装置に当たることから受益者負担の影響はありません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認できました。加温をされているお湯を貯湯槽にためる。そこから、各配湯管へ持って行くための接続ラインだということでありました。

今回、全てを撤去するという事で新しいものに替えられるということですが、特に湯の成分から管の傷みが出るということですが、現在使用している管、部材は

どういったものが使われているのでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 いま現在使われているものは、配湯の管になりますから硬質塩化ビニール管になるかと思われます。7号線を使うようになってから、そちらのほうを使っております、昨年の2月頃から庄のほうが大分下がっております、ポンプ等の取替えや配湯管の洗浄を毎年しておるんですけども、不具合がまだ回復してないということから、補正をさせていただいて今回工事をさせていただきます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 塩ビ管とおっしゃられましたので、あの地区、JR飯田線が通っておりますので、特に電蝕というのが一番心配されましたが、鋼管配管がなければいいのかな。塩ビ管でも、今、課長がおっしゃられたように当然中の成分が固まり、人間で言えば動脈硬化みたいな形になって劣化をしていくということだと思いますので、そういった設備を交換することは市側であるということは理解をさせていただきました。

そこで、その工事の間に4日ほどお休みになるということですが、それに対する各権利者の方への影響というのは危惧がされると思うんですが、いかがなものでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、言われました湯の使用権者はゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては定期的な整備のときをさせていただきます、ほかの使用権者のほうにも連絡をさせていただき、理解を得て工事を進めてまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これちょっと質疑にないよと言われるのかもしれませんが、給湯を停止したということは鉱泉を利用しないという温泉設備業者になりますので、こんな話は駄目よというのかもしれませんが、この間、使わない間の入湯税というのは徴収はしないのか、

徴収するのか、無理に答えなくても結構です。

○村田康助委員長 山口委員、申し訳ないけど、質疑から離れてますので。

○山口洋一委員 いや、停止するということは温泉じゃない。温泉でないものを取ってはいけない。以前、取って鳳来の湯谷温泉がこうなってるじゃないですか。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7の1の3観光振興費、桜淵公園再整備事業、P67。

事業の内容と今後の活用を伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 桜淵公園再整備事業、2億3,870万1千円の内容につきましては、大芝生広場、中央広場への休憩所新築工事のための実施設計業務158万6千円、左岸整備工事施工管理業務が863万4千円、合わせて1,022万円を予定しているところであります。

また、左岸整備工事といたしましては、駐車場、木かげプラザ前の駐車場を舗装させていただきます。

臨時駐車場には身障者駐車場3台分を整備することと、そちらからグラウンドへのスロープの整備をさせていただきます。

運動場、グラウンドの北側には、グラウンドと園地の境界に歩道を整備いたします。

中央広場に関しましては、車両の進入が可能な広場といたしまして整備をさせていただきます。

サクラ散策路に関しましては、桜を觀賞するための歩道の整備をいたします。

多目的広場はいろんな使用ができる広場の整備をさせていただきます。

遊具広場と題しまして、複合遊具、滑り台がついた遊具を整備いたしまして、その北側の部分は舗装して駐車場にも身障者用を用意させていただきます。

木かげプラザ周辺整備といたしましては、

木かげプラザ休憩所の部分に屋根下の部分等を周辺の舗装の改修等いたします。

そちらの工事が2億2,848万1千円となっております。

今後の活用につきましては、施設が整備されることで、桜祭り、納涼花火大会といいました既存のイベントの内容を拡充することが期待できますし、またこれまでになかった大芝生広場や機能を高めた中央広場という部分が新規のイベントだとか企画等いたしまして、開催の可能性も広がってまいります。

春の桜祭りや夏の新城納涼大会のみならず、四季を通して多くの方が来場する公園なので、市民に愛されます新城市の顔としてふさわしい公園となるように、さらに市外から訪れる観光客にもまた来たいと思っていただけるような場所として印象付けられますよう、これまで以上の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 大分経年劣化して、いろんなところが古くなってきたのはやっぱり感じます。

今のそれぞれの整備の中で、トイレの今の現状は御存じかと思うんですけど、当然入っているかと思うんですけど、もっと使いやすいきれいなトイレが希望される方が多いと思いますけど、そのあたりも当然入っているかと思いますがいかがでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 トイレの工事につきましては、この構成の中には入っておりません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 やっぱり、使うに当たっては駐車場だけではなくて、そういうところを見てもらってないというのは非常に残念ですね。

それと、コロナの関係でたくさんの人が訪れて、私ももう少し整備してほしいという中を聞いたんですが、遊具があるあたり、こと

しは大分草も生えていて、管理が悪かったんですよ。その管理は今後全て舗装するのはいいとは思わないんですけど、やはり管理等について遊具が使えるような場所を提供するべきだと思います。

それで、お母さんたちも使いにくいという声がありましたので、そのあたりというのは声が届いておりますでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほどのトイレの件につきましては、検討をしております。

あとと言っていました遊具広場のところもお話はいただいておりますし、まず植栽、当然桜淵で桜が有名なところの管理は確実に行っていきますけども、その他の施設も適切に管理を進めてまいります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 追加として、長年木かげ広場の前の大きな駐車場が砂利で、きっと車が真っ白になるとか、雨が降ると真っ黒になるというのを聞いておると思いますので、舗装していただくのは大変うれしいんですが、入り口が少し狭いと思うんですね。あのあたりは、交通事故こそは起こっていないんですけど、大変たくさんの方が出入するものですから、入り口の点については改良とかそういうことも視野に入っておりますでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 入り口部分、市道になる部分に当たるんですけども、今回の整備の中には含まれておりません。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。質疑通告がしてありますので、質疑通告から外れるようなことのないように。また、議案に対する意見だとか要望は議案質疑では述べることができませんので、そこだけ整理をしてください。お願いします。

山田委員。

○山田辰也委員 2億3,800万円の予算を使ってどんなふうに行けるかっていうの、やっ

ぱり私だけではなくて皆さん興味があるもの
ですから、通り一辺倒のことを聞いて納得で
きるかという、ちょっと納得できないとこ
ろがあるものですから。

では、木かげプラザの前の駐車場から隣の
グラウンドへ下りるといふスロープの件なん
ですけど、あそこも今、言った市道とは違
うんですけど、入り口が1個しかないと先
ほど言いましたけど、木かげプラザに入
る駐車場というの、スロープをつくる
ときに向こうからも入れるようにと思
うんですよ。

そういう通路が、確かに段差があった
もの、スロープをつくっていただけると
いうことで、スロープというの、余り
急だと、実際車椅子の方が使用する
のに大変なもの、それは道路側に
近付いたほうにできるわけでしょう
か。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、委員のおっ
しゃられたとおりです。

○村田康助委員長 山田辰也委員の
質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通
告に従いまして質疑を行います。

7の1の2商工振興費です。新型コ
ロナウイルス対策事業、65ページに
なります。

1点、まずございます。愛知県・市
町村新型コロナウイルス感染症対策協
力金交付事業の4,739万9千円の減
額理由を伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課
長。

○山口貴司商工政策課長 この協力金
につきましては、愛知県の緊急事態措
置に基づく休業協力要請の対象業種
であって、この要請に全面的に協力
していただいた市内事業者に対し、
協力金として一律50万円を交付す
るものであります。

当初の見込みでは、交付件数272
件、交付額1億3,600万円を予定
しておりましたが、最終的には、交
付件数178件、交付額8,900万

円の交付となりました。

事業費が確定いたしましたので、差
額の4,700万円とその他事務経費に
係る不用額を合わせまして4,739
万9千円を減額するものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内容は理解をいた
しました。

ただ、見込みが休業対策に協力し
た方に一律50万円をとということで、
270件以上の見込みで用意してい
たということですが、蓋を開けたら
178件の方々の休業要請になった
ということ、余ったお金が今回の
4,739万円余の減額として上げた
ということでありますが、この差
額なんです、見込みになってしま
ったという主な原因というの、あ
るんでしょうか。

というのは、全体的な大きな休業
要請をして、周知等したと思うん
ですが、本来ならその270件に届
くような形の協力をしていただく
というので始まった事業だと思う
んですが、そこになかなか届かなか
ったという何か大きな理由等あ
ったら教えてください。

○村田康助委員長 山口商工政策課
長。

○山口貴司商工政策課長 最初の
見込み件数につきましては、愛知
県から試算した額、件数が来まし
た。それを基に272件という件
数を見込みまして、結果178件
ということになりましたが、周知期
間も短かったもの、それからちょ
っと広く行き渡らなかった部分も
ありますが、県の休業協力要請期
間に間に合わなかった事業者の方
が見えます。それと、あと市の
独自の休業協力金もありますので、
その交付件数は58件ございま
す。合算すれば236件となります
ので、多くの事業者に協力をして
いただいたものと考えております。

~~~~~  
○村田康助委員長 浅尾委員、途  
中ですが休憩に入ります。3時55  
分から再開します。

休 憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、引き続き質疑を行っていききたいと思います。

7の1の2商工振興費、市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業になります。

67ページで、1点ございます。

1,099万8千円の減額理由を伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 こちらの協力金も、交付対象は先ほど御説明いたしました愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金と同様であります。市の休業等の協力要請に全面的に協力していただいた市内事業者に対しまして最大で25万円、また、理容業・美容業で自主的に休業していただいた市内事業者に対しまして一律で10万円の協力金を市単独で交付するものであります。

当初の見込みでは、合わせて交付件数216件、交付額3,200万円を予定しておりましたが、最終的には、交付件数135件、交付額2,105万円の交付となりました。事業費が確定いたしましたので、差額の1,095万円とその他事業経費に係る不用額を合わせて1,099万8千円を減額するものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こちらのほうも、県と同じ再質疑になってしまうかと思うんですが、こういった見込みと実際の差が大きいなと思って質疑させてもらいます。

見込みが216件、実際には135件ということで差異が生じているのかなということなんです。この見込みとの差があるのはどういった原因があるかと思っているのか伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 市の休業協力金の

件数といたしましては、当初の見込みの68件中58件ありました。多くの事業者に協力していただいたものと考えております。

もう一つの理容業・美容業の休業協力金につきましては、148件見込みがありまして77件の交付でありました。大体半分ぐらいということでありました。こちらにつきましては、申請されない方というのは予約等が既に入っていたりして営業をされていた事業者の方だと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 急な事態で、なかなか自粛要請というのがそのお店お店で大変な中だったと感じています。そういう中での要請に応えた方々があって、感謝をいたしたいと思いますが。

こうした事態の中で、こういった支援がありますよという周知というのは、この当時市としては広くしっかりやれていたかどうか、そこら辺の状況はどうだったのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 周知につきましては、報道機関への発表、防災行政無線、それから市のホームページ、商工会の会報等随時行いまして、期間が非常に短かったんですが、周知ができるものは可能な限り行ったと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう中で、もうちょっと周知とか反省点としてこの事態になったときには、もう一回何回か周知をしていこうとか、そういった振り返りで課題とかは特になかったのか、あるのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 当初、始まるときにももちろん周知をさせていただいて、その後も時を見てホームページとか、商工会の会報とかそういったことで周知をさせていただいて、また締切り間近にも周知もさせていただ

いておりますので、周知はできたかなと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、次の質疑に行きたいと思えます。

7の1の2商工振興費、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立事業になります。67ページです。

2点ございます。1点目が、1,600万円が計上されていますが内容を伺います。

2点目、市内の対象者数と算出根拠を伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 まず、1点目の1,600万円の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者のうち、愛知県融資制度を活用された方に対し、その融資制度に応じ最大24か月分の支払利子額に相当する額の一部を次年度以降に補助するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資といたしまして基金を設置し、その必要額を積み立てるものであります。

2点目の対象者数と算出根拠でございますが、対象となる愛知県融資制度は、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、大規模危機対応、経営あんしん、新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金の五つの制度であります。愛知県信用保証協会に9月末までの制度ごとの件数及び融資額を聞き取りまして、その融資額から利子補給見込額を算出しております。

4月から9月までの6か月間の合計で34件、利子補給見込額は800万円となりますので、10月以降の6か月間も同様の件数、金額を見込みまして、68件で金額は2倍相当額となる1,600万円の利子補給を見込んだものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 再質疑なんですけど、こうし

た方への利子補填ということではないかなと思うんですが、こちらの申請件数等も分かっていますので、こうした方への周知だとか、またこの対象者の方々は事前に申込みをまたこれを受けるためには必要なのかどうか、そこら辺の手续等どうなっていくのか、分かれば教えてください。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 こちらの利子補給については、実際に利子補給するのは来年度ということになりますので、予算をお認めいただければそれまでに周知をさせていただきます。令和3年度に申込みをしていただくと、融資の実行日から12か月間、利子を支払っていただいた方にお支払いするので、その1年後ですね、実行日から1年後に申込みをしていただくということになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の7の1の3観光振興費、桜淵公園再整備事業、67ページです。

1点ございます。2億3,870万1千円の事業費でございますが、主な内容を伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど、山田委員に説明させていただいたとおりとなります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その内容の中で、この2億3,870万円の事業費の内訳を教えてください。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど山田委員にも説明させていただきましたが、桜淵公園再整備事業2億3,870万1千円の内容につきましては、芝生広場・中央広場へ休憩場新設等の実施設計業務が158万6千円、左岸整備工事施工管理業務といたしまして863万4千円、合計1,022万円。

左岸整備工事といたしましては、駐車場、木かげプラザ前の駐車場を舗装、臨時駐車場、身障者駐車場3台の整備、運動場北側・グラ

ウンドと園地の境界に歩道と、中央広場、車両の進入可能な広場として整備、桜の散策路を整備させていただき、多目的広場も多目的な使用ができる広場を整備いたします。遊具広場には、複合遊具、滑り台を含めました遊具を整備することと、その北側には駐車場を舗装させていただきます。また、木かげプラザ周辺の整備といたしまして、屋根下の周辺の舗装と周辺舗装の改修等を2億2,848万1千円とさせていただきます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

あと、内訳という先ほど詳しく休憩所であるとか、あと駐車場をやるとか内容は言っていたので理解いたしましたが、山田委員の質疑でもあったものですから、すみません。

今回の内訳と言ったのは、財源の内訳のほうはどういった内訳になっているのかというのを伺いたいと思います。

〔不規則発言あり〕

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 資料を読みますと、市債が2億2,670万円で、一般財源が1,747万円ということでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 浅尾委員の言われたとおりであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。整備をするというお金で、かなり大きいお金だなということで、その大半2億円以上が市債ということで今回の事業をやるということでもあります。

今回も補正予算全体で3億3千万円ですか、3億円ぐらいの予算の中で2億3千万円余のほとんどの金額がここに費やされるということで、大変大きな額なんだと思います。

そういう中で、コロナの大変な時期にこういった新規事業ということで大きな予算を伴うものだと思うんですが、こういった2億円

近い予算を計上するときに、当初予算から入れるということはこの事業は考えなかったのか伺います。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。浅尾委員が質疑に提出していただいた内容と今ずれていますので、もう一回整理していただけますか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 予算規模として見たときに、今回資料をいただいておりますけど、その資料の中で新規事業でこちら桜淵公園再整備事業ということで、2億3,800万円以上のものが入っていますので、こちらのほう大きい事業だったものですから当初予算でやっていただければなと思ったんですが、そういう意味合いで言ったんですがどうでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、令和2年度に右岸側の工事はさせていただいたんですけども、9月末で工事も完了いたしまして翌年度から始める工事の実施設計等を含めて今から工事を進めていかないと、令和3年度に事業が完了しない見込みがあるため、この時期に補正をさせていただいて事業を進めていく次第でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況が令和3年に間に合わすためということで思いました。

そういった中で、今回コロナ感染症も拡大しておりまして、非常にコロナの状況が病院も逼迫しているという中で、今回2億円もの予算を入れるというときに、庁内検討の中でちょっとこれは市債を使って借金もするというようなものですから、もう少しずらして今回は延期してほかのコロナ対策に使っていくとか、そういった庁内検討は予算化のときにしていなかったのかどうか伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 コロナウイルス対策につきましては、国からの新型コロナウイルス

の臨時交付金を有効に活用させていただいて行っておりました。

今回の桜淵の再整備につきましては、平成30年度から順次進めておった事業の、これで令和3年度が最終年度として位置付けられております。

これを先送りにしたからといって起債の部分がコロナ対策に充てられるというところもないですし、今回新たに整備することによってそれが一部コロナ対策、今後の市の三密を回避するような観光施設の一部にもなり得るところもありますので、先送りするというところは今回考えておりませんでした。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午後4時15分

再 開 午後4時17分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
再度申し上げます。質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って簡潔明瞭にお願いします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願い申し上げます。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、8款2項3目道路新設改良費、国県道関連の事業についてです。

資料が71ページであります。

2点、用地の購入費のその詳細。そして、その補償費の内容、詳細。

以上、2点お願いします。

○村田康助委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 それでは、2点御質疑頂きましたので、併せて回答をさせていただきます。

当該事業費につきましては、このたび愛知県が有海地内において施行を計画しております一般県道富岡大海線道路改良工事に伴って必要となる公共補償事業費で、施工該当区域内の市道等の有海の中野字萱刈地内というところでの付替えのための用地取得に必要な予算でございます。

補正予算書に提示の用地購入費34万円の内容についてはどの御質疑かと思いますが、該当する対象地は地目山林、取得予定面積の合計は約260平方メートルでございます。

次に、補償費として24万1千円につきましては、対象地内にございます補償対象物件として、立木としての用材林の杉と、それから水神様というのが1件ございますけど、その水神様の移転に関する補償費となっております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お伺いしました。

用地購入費、地目が山林の260平米、計算機を持っていませんのでこれちなみに平米単価、幾らなのかお伺いします。

○村田康助委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 これにつきましては、約平米当たり1,300円という計算になるものだと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、2点目の再質疑であります。立木、用材用の杉であるということ、それから水神様がお見えになってその多分遷宮をかけると思いますが、これ別々に立木の樹木は分かりましたが、樹齢であると

か胸高であるとか、樹木の買上げの石数の金額、そして水神様を遷宮をかけるその費用について24万1千円の中で賄うと思いますをお願いします。

○村田康助委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 補償費の対象につきましては、今、御説明の2件ということでございますが、そこから今、御質疑の内容につきましては、これから県当局と調整の上、県の関係案件と併せて交渉行為に入りますので、今、御質疑の点の詳細につきましては控えさせていただきます、先ほど申し上げた内容にとどめさせていただきますことを御理解願います。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消費費の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 9款1項1目の常備消費費、新型コロナウイルス対策事業であります。

消耗品費214万7千円の感染拡大防止対策物品の主な内容、また活用についてお尋ねします。

○村田康助委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 それでは、消耗品費214万7千円の感染拡大防止対策物品につきましては、コロナウイルスの終息が見えない中、乾燥期を迎えインフルエンザ等他のウイルス感染症の併合も懸念されることから、緊急的に感染防止資器材の基準数をふやし、継続的で中期的な感染防止対策を構築するためにお願いするものです。

その内容につきましては、感染防止衣（上衣・下衣）、N95マスク、シューカバー、アームカバー、ヘッドキャップ、グローブで、

国から示されております感染防止対策を基に、新城市消防本部感染防止対策マニュアルを見直し、救急出動時や消毒作業時に着装し、感染症から職員を守るために活用するものであります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 中身は分かりました。

いま現在、購入する前の段階で、どのぐらいストック、準備がされておるのか。特に、先ほどお話がありましたとおり、最前線で取り組んでいらっしゃるこの消防職員という形になっておりますので、今の現状をまずお知らせをしていただければと思います。

○村田康助委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 現在の資器材の在庫でありますけども、これは5月のときにも補正をお願いしました。それまでに、新型インフルエンザ感染症対策で在庫として持っておりました2千着、これにプラスアルファして通常使うものがあります。

今回はそれに対して新たに基準を2,770と大きくしてふやすというものであります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

次に入りたいと思います。

9款1項1目の常備消費費のところで、今度は消防の水利整備事業について入ります。

この中の詳細説明の中にあります乗本2か所、この防火水槽の解体工事がございますけれども、これによりまして防火水利の代わりになるようなものというんですか、少し付け加えさせていただきますが、消防水利をふやすためにはやはり次の新たなものを確保するというような前提があると思いますので、これも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○村田康助委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 乗本2か所の防火水槽の解体につきましては、乗本字中貝津地区が容量8トン、東畑地区が容量7トンと小規模な防火水槽であり、老朽化も著しいこと、

また、付近に消防水利の基準を満たす40トン級の防火水槽が既に設置されており、代替機能が確保されていることもありまして、地元と調整した結果解体するということになったものであります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと、土地の関係でありますけど、土地管理者も含めてこれ解体されたところというところ、これまで見ておられますとかなり古いものですと地域によっていろいろ補償だとかやっておると思うんですけど、合併してから間もなく、当分の間、市からもそれなりの使用料も出ておったと思うんですね。

ですから、この解体された後、どういうふうに取り扱えるのかなど。乗本特に2か所について、限定してお尋ねしたいと思います。

○村田康助委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 通常、防火水槽等の土地につきましては、建設当時にその土地を無償でお借りするという事で契約を結んで行っております。ただし、この2か所につきましては、大分古いものでありまして、その当時、地元とそういう契約がなされたかどうかというのは不明なところもあります。

今回はその土地所有者にそのままお返しするというようなことになると思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 では、次のところへ引き続きよろしいですね。

9款1項2目非常備消防費に入ります。コミュニティ消防センター・消防詰所整備事業であります。

火の見やぐらの撤去工事及び消防詰所の解体工事になるわけでありましてけれども、これも地域に密着したこれまでの姿があるわけでありまして、地域自主防災組織、また地域の行政区域を管轄されておる地元の消防団の組織への影響、また逆にそれと反対する自主防災への影響だとか、行政区への影響というのは相互間があると思うんですけども、この

辺のところの影響についてお尋ねします。

○村田康助委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 旧消防詰所3棟につきましては、いずれも消防団の班統合により不要となった消防詰所です。班統合に当たりまして、関係行政区とも十分な協議を経て実現されたものであり、自主防災会をはじめとする地域の御理解をいただいているものと考えております。

施設につきましては、それぞれ関係する行政区長さんへ無償譲渡等の希望の有無も確認させていただき、不要との意思が示された施設について今回解体するものであります。

また、火の見やぐらにつきましても、東陽分団第1班浅下器具庫に設置された施設であります。火の見やぐらは火災の発見や消防団員の招集といった用途がありましたが、携帯電話など情報技術の発達に伴い現在では使用されておりません。ホース乾燥塔としての役割も果たしてまいりましたが、平成25年度に東陽分団第1班消防詰所が更新され、ホース乾燥塔が新たに整備されたことに加え、器具庫を拠点として活動する団員の減少もあり、現在では使用されることがなくなっております。将来的な倒壊危険と塗裝修繕等の維持管理経費の削減のために解体するものであり、以上のことから旧詰所、火の見やぐらを解体することによる地域自主防災組織、また消防団等行政区等への影響はないものと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

もうちょっと確認したいところがあります。火の見やぐらの撤去の関係でございますけれども、これも先ほどの防火用水の関係と同じような扱いで土地ですね。撤去した後の土地については、どういうふうになるのかな。それから後、詰所においても同じわけでありまして。

それを確認したいということと、あと地域

の消防組織に対する自主防災の意識だとか、行政区の意識というのは昔からこういう歴史がある地域によりましては、やはりすごく詰所がよりどころに一方ではなっておりますし、地域の防災拠点としてもこれまで十分役割を發揮してきていただいたということで、本当に位置付けそのものがそういうふうになっているのかなと感じておりますが。

今回、先ほど説明していただいたような形で地域の自主防災組織と行政区、十分御理解いただいておりますということであるならば結構であります、その辺りも改めてもう一回確認したいと思います。

2点であります。

○村田康助委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 まず1点目の火の見やぐらと土地の関係でありますけども、こちら今、詳細の資料持っておりませんが、市の土地、それから、個人の土地と様々でありますけども、個人の土地の場合におきましては先ほどと同じように個人にお返しするという事になると思います。

それから、これらの解体等に関しまして自主防災、それから地元行政区、消防団等の自主防災の意識その他ですけども、それも十分くめまして、消防団詰所、班の再編、それから地元行政区等と何回も協議した上で決定しておりますので、その辺の影響はないものと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、9の1の3災害対策費、防災行政無線保守管理事業になります。79ページです。

1点ございます。1,614万5千円の事業内容を伺います。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 防災行政無線保守管理事業につきましては、無線中継局3か所

のうち2か所の発電機の取替工事を予定しております。

本年7月豪雨時におきまして、北山中継局へつながる電線等が崩土によって切断され、電気が供給できなくなりました。通常ですと停電とともに発電機が稼働し、中継局へ電気を供給するわけですが、発電機も故障していたため電気供給ができなくなる事態が発生しました。

北山については既に予備費で対応させていただいておりますが、他の2中継局、須長と行者越ですが、も設置した時期も同じであるため、耐用年数も過ぎ、今後老朽化により突然故障することも想定し、取換工事を行います。

また、委託料はこの工事に合わせまして、中継局3局のエアコン設備の監視機能の追加を行うものであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

この中継局とか発電機は、ここ2か所今回替えるということですが、ほかの地域でもこういった基地局とか同じような更新時期を迎えるというかそういった保守点検も含めるところがほかにもあるのかどうか伺います。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 新城市の防災行政無線については広域の土地でありまして、山の上に3局が中継局としてあります。

ですので、中継局として発電機を持っているのはこの3局になりますので、今回で全て更新ができるというものになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

同じく災害対策の一般事務経費事業になります。

66万円の経費の内容を伺います。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 災害対策一般事務

経費事業では、指定避難所38か所に特設公衆電話を収納できるボックスを設置する経費を計上させていただきました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願いします。

10款1項3目の教育指導費、学校情報システム管理事業。79ページでございます。

2点、大型液晶モニター136台の詳細。

2点目、小中学校特別支援教室への画像転送装置が有線ケーブル49本となっておりますが、大型液晶モニターの設置はどのようにされるのかお伺いします。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 大型モニター136台の内訳ですが、75型モニターが小学校91台、中学校36台、計127台、65型モニターを複式学級がある庭野小学校に6台、鳳来東小学校に3台の計9台、合わせて136台を普通教室へ導入する計画です。

2問目の大型液晶モニター設置はどうするのかという質疑ですが、平成29年度に小学校普通教室に整備しました40型、50型のモニター100台のうち49台を各小中学校の特別支援教室へ配置換えを行います。

画像転送装置につきましては、配置換えを行ったテレビとタブレット端末を接続するケーブルになります。また、残りの51台につきましては小中学校の特別教室へ配置換えを行います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 75インチ、65インチということでそれぞれの学校に設置をされるという

ことであります。

ちなみに、このテレビ、75インチ、今、通常50インチぐらいですと、あくまでも50インチですが、安いものが4万8千円だとかいろいろあるわけでありますが、このテレビには通常の地上デジタルであるとか、BSであるとか4Kが見れるとかそういうものが入っているものなのか、純然たるモニターなのか。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 今回導入する大型モニターにつきましては、チューナー機能はございません。モニターとなっております。

ただ、画像が荒くなってしまうと教室がかなり広いものですから、後ろの子が見えないということのないように4Kの機能は搭載されたものを選定しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 4Kが入っていれば、ある程度鮮明な解像度だということでもありますのであれですが、ちなみに75インチはどの程度の金額で1台当たりそれぞれ学校へ設置できるのか。当然無線でありますので、テレビをセットして壁かけでやるということでもありますので壁かけ器具も要ろうかと思いますが、そこら含めて75インチは大体幾らぐらい、本体、壁かけセット、設置費は別ですよ。

そして、65インチは幾らぐらいのかというのがお分かりなのかお伺いします。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 75型につきましては、壁かけではなくてディスプレイスタンドというもので整備する予定なんです、1台50万円前後です。

65型につきましては、それよりかは安くなっていますけど、今、手元に資料がございませんので後ほどお答えします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 よろしいかと思います。できれば、これ壁かけのほうが、スタンドだと

危ないのかな、まだ75インチと壁かけセットだけでもかなりの金額、ダブるでかけなくてはいけないと思いますが、本当は壁かけのほうが見やすいし、使用しやすいし、それから空間もつくれるということですので、そこら辺も含めてですが、既にそういうことで決まっているならあれですが、とにかく子どもたちがけがをしないように配慮をお願いしたいと思います。

そして、モニターのほうは、既存のものを有効に使っていただけるということが理解できましたのでお願いしたいと思います。

では、テレビの関係は以上にします。

そして、10款2項1目の学校管理費であります。小学校管理事業、資料81ページであります。

ここで2点、消防用設備等修繕の学校ごとの修繕の詳細。

2点目、黄柳川小学校というのは山吉田と黄柳野が統合されて新設校になり、まだまだ施設としては新しいわけですが、その築後の経過年数からして修繕への疑問はあったのかなかったのか。要するに、使われていた部材等々から考慮して、本当にこれで修繕しなくてはいけないのと思ったか、思われなかったか、こういうことであります。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 1問目の消防設備の修繕につきましては、法定点検結果で指摘された消防設備を修繕するものです。

具体的な内容につきましては、新城小学校が誘導灯設備、防排煙設備、千郷小学校は誘導灯設備、自動火災報知設備、東郷西小学校は非常放送設備、防排煙設備、舟着小学校と黄柳川小学校は自動火災報知設備、八名小学校と庭野小学校は誘導灯設備、鳳来寺小学校は誘導灯設備、防排煙設備、自動火災報知設備の修繕となっております。

2問目の黄柳川小学校は平成25年4月に開校し、比較的新しい施設ですが、竣工後7年

以上経過しております。

今回の修繕内容としましては、消防設備の絶縁不良です。絶縁不良の原因につきましては、機器や配線、受電設備の劣化などによる不良や、雨漏りや湿気などの多岐にわたります。こうしたことから、一般的に同じ施設内でも、屋内や屋外、普通教室や給食室など条件により機器や配線の劣化条件は同じとは言えません。修繕に際しては原因の調査を行い、適切に対処してまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 誘導灯が球切れだとかいう部分であるとか、排煙設備、そして火災報知機とありますが、(2)点目ではありますが、平成25年に新しく学校供用されて10年以内、7年経過という御報告をいただきました。

その中で、絶縁不良があるよということでありましたが、今まで雨漏りはしたというお話は何っていませんし、この議会のほうへですよ、学校関係の部署、セクションではそういう話があったのかもしれませんが、内部ではそういうことがあったのか分かりませんが、そして湿気が多い。余り聞いたことがありませんが、原因を調査する。

そして、7年で配線部材が劣化するというこの事象が、学校建設、こういった公共的なものに対して10年以内にこのようなことになること自体が不可思議で仕方がないわけですが、それらについて、消防点検では当然不良の箇所を指摘をしますが、建設をしたときの状況からして「本当にこういうことがあるのかよ」ということを確認されたか。

「いや、これおかしいよね」って思われたか。今、ありましたということでありましたが、ありましたことに対していかがですかということでもありますのでお願いします。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 回答の前に、先ほどの65型のテレビの金額のことでありましたのでお答えさせていただきます。

金額は30万円弱ぐらいかなと想定しております。

それで、今の件なんです、建物の消防設備につきましては、屋外にも通っているところもございますし、給食室の中にもあるということで、一概に機器の不良だけというわけではないのかなということもございますし、当然何でこんなに早くなんだろうということもございます。

そういったことを今後ないように、原因の調査をしっかりさせていただいてから修繕をさせていただきたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今後ないということであったわけではありますが、雨漏りだとか湿気がするだとか、劣化だとか原因がいろいろあった。それぞれを調べていたら、全くラインを全部変えて、施設も全て防水加工をして配管しているパイプ、CD管とかそういう管を空気でも通れないようにしておかないと駄目だと思うね、そこまで言われるなら。

だから、もっと徹底してやって、施工業者さんには「あなた、どうなったの」ということもまで深掘りをしていかなくは、結果誰が一番困るかという、そこで学ぶ子どもたち、何かあったときに誰が責任を取るんだということに起因するということなので、子どもたちが安心して勉強ができて、元気な声が聞こえるという学び舎にしないといけないと思いますので、再度そういうことで、当然他の学校でもあろうかと思えます。作手小学校もそうかもしれません、新しくつくったとこ。

そこらを含めて、総合的にもう一度新設校の点検をされ、今のうちなら施工業者さんにもある程度こうなのっていうことが言えるのも分かりませんので、そういうことで子どもたちの安全、安心を確保、担保していただくことはできないでしょうか。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 消防点検業者とも相談しながら、適切に対応していきたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10の4の2文化振興費、地域文化広場改修事業、P85。

委託事業内容について伺います。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 それでは、今回の業務の内容といたしましては、昨年度に文化会館を対象に行いました建築基準法に基づく定期調査の結果、特定天井に該当する大ホール、小ホール及び大ホールのホワイエの天井が現在の建築基準に適合していないことが判明したため、改修工事に向けた設計を行うものでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 改修工事に入るんですけど、このときほかに影響するようなものがあるようだったら、ついでに検査等すべきものがあれば、設計の中でそういう話はありませんでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 昨年度の建築基準法に基づく定期調査の結果で幾つか指摘は受けている部分がございます。大なり小なりありますけれども、例えば現在9月補正でお願いして外壁のタイルの修繕をやっておりますが、そういう指摘がございましたものは順次予算をお願いして対応しておるという状況でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは10の3の1学校管理費、中学校管理事業の83ページになります。

2点、あります。1点目が331万6千円の

主な事業内容を伺います。

2点目は東郷中学校の樹木伐採の内容を伺います。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 事業の内訳としましては、大きく2点あります。

1点目は、法定点検結果で指摘された消防設備を修繕するものです。具体的な内容は、新城中学校が誘導灯設備、屋内消火栓設備、千郷中学校は屋内消火栓設備、防排煙設備、東郷中学校と八名中学校につきましては、屋内消火栓設備、自動火災報知設備の修繕をするものです。

2点目は、東郷中学校の樹木伐採です。

2点目の東郷中学校の樹木伐採の内容につきましては、生徒の活動に支障を来している樹木を伐採します。場所につきましては、プール管理棟際、屋外バレーコートの周囲、裏山の生徒のランニングコース際です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 再質疑に行きますが、1点目のいろいろな法定点検での改修等は理解いたしました。

そこで、東郷中学校の樹木伐採なんですが、東郷中学校は体育館もきれいになってよかったなということで思っております。

この樹木伐採は、敷地整備という形に関わると思うんですがそういう理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 敷地整備というのか、子どもたちが活動する場のところにある樹木が大きくなってしまっただけで支障を来している木を切らせてもらうという形になりますので、施設整備となれば施設整備ともいえると思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 子どもたちの運動する環境をよくしていくということで必要なことではないかなと思うんですが、聞いたのは、最近

の入札で11月18日に東郷中学校の敷地整備工事というのがあったと思うんですが、そこと一緒にこの樹木伐採を入れ込んでやらなかったのかなという素朴の疑問なんですが、そこから辺の関係、もしも分かったら教えてください。

○村田康助委員長 井口教育総務課副課長。

○井口幸俊教育総務課副課長 11月に契約させてもらった敷地整備と今回の樹木伐採というのは、施工業者が違うということもございまして、分けて別という形で出させていただいています。

○村田康助委員長 休憩します。再開を5時5分とします。

休 憩 午後4時56分

再 開 午後5時5分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正の質疑に入ります。

質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、第3表債務負担行為補正（追加）英語講師派遣委託料、ページは6ページです。

(1) 英語講師を派遣する学校及び学年は。

(2) どのように授業時間の調整を図っているのか。

(3) 新城市の英語教育への取り組みの成果は。

以上、3点お願いいたします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 市内全小中学校に英語講師を派遣しております。小学校3・4年生の英語活動、小学校5・6年生と中学校全学年の英語の授業に派遣しています。

調整についてはですが、小学校3・4年生においては年間23時間、高学年と中学校においては年間8時間、学校教育課の担当指導主事が調整を行っております。

成果はということですが、昨年度の調査によりますと、小学生の約9割が「英語の授業が楽しい」と感じています。最も多かった理由が、「英語講師の授業が楽しいから」でした。このことから、本市に派遣されている英語講師の授業力は高く、子どもの学ぶ意欲を高めているといえます。

これからも、子どもが英語を身近に感じ、そして、その場に合った英語、自然な英語を身に付けられるようにネイティブの英語講師から学ぶ機会を確保したいと考えています。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、1番から再質疑させていただきます。

今回、債務負担行為ということで金額の確定というのがなかなか算定が難しいと思えますけれども、上限であります907万2千円、これは限度額に当たるんですけれども、この中で令和2年度を踏まえて、英語講師の人数と年間の、先ほど少しお話していただきましたけれども、総授業時間数をお伺いします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 本市に派遣されている英語講師は4名です。来年度もそうなるかと思えます。

総時間数ですけれども、ごめんなさい、現在データを持ち合わせておりません。先ほど申し上げた中学年で23時間、高学年と中学校で年間8時間とそれぞれの学級に行き渡るようになっております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 令和2年度を踏まえた時間数、人数を教えてくださいました。

それでは、(2)番の再質疑に入ります。

英語教育が重要なポジションを占めていると感じております。今のお答えの中でも、そういう感じを受けております。各学校より今後の英語教育授業時間を増加してほしいという要望は出ているのでしょうか、お尋ねします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 各学校からの要望ですが、小学校の担任の先生の負担を考えるとできるだけ派遣時間をふやしてほしい、そのような要望は各学校から出ておりますので、そのようにしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 分かりました。大変、成果が出ていると感じました。

それでは、3番なんですけれども、英語講師の派遣、委託料を含みさらなる英語教育の充実を図るために予算の増額等はやはり考えていらっしゃるということでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 予算の許される範囲の中で精いっぱい努力をしてみたいと思います。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

第3表債務負担行為補正の質疑を終了します。

以上で、第169号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第169号議案 令和2年度新城市一般

会計補正予算（第10号）に関して反対の立場で討論いたします。

日本共産党の浅尾洋平です。

本議案は、令和2年の人事院勧告や異動に伴う人件費の調整、またコロナ対策費など総額3億2千万円の補正予算案であります。そして、補正の大半を占めているのが新規事業である左岸側の桜淵公園再整備事業費2億3,870万1千円であります。

私は、率直に言いまして現在本市におけるコロナ感染者の増加、11日には3名、13日には3名、14日は5名という感染拡大は危機的な印象を受けております。

このような感染拡大の情勢を見て、市長は14日開催予定の八名地区の意見交換会を2月に延期しました。しかし、今後の7か所以上の会場はどうするのでしょうか。市民から不安の声が上がっています。議会報告会の開催は計画はしましたが、コロナの急拡大で一旦白紙にしております。

このように、市内クラスターの可能性、市内感染、急拡大の情勢の対応があるのですから、本当に今、新規事業として左岸側の桜淵公園の再整備を2億2千万円以上もの市の借金である市債を使ってまで、今、急ぐ必要があるのかと言いたくなります。

今、政治の側が補正予算で行わなくてはならないのはコロナ感染者の命を守り、これ以上の感染者を出さない取り組み、自営業者の営業を守る取組ではありませんか。市民からは、「感染経路を教えてほしい」「患者さんや医療体制は大丈夫なのか」「市長の言う新型コロナウイルスワクチンは日本に来るのは早くても来年以降だと聞いている。私たちが今、知りたいのは市が行う感染防止対策や支援策を具体的に聞きたいことなんだ」などなど不安の声が出ています。なぜなら、新城市からの独自の施策や情報がほとんどないために、どのような行動を取っていいのか分からないのであります。

私は、本来市民の命、財産を守る政治の観点に立つなら、まずはPCR検査の体制づくり、そして生活困窮者の生活支援策、商工会の要望の内容に沿った事業者の支援策、もつくる新城や公共施設を中心に非接触型の自動体温計の設置、子どもへのおたふくやインフルエンザワクチンの助成、さらには日々の医療や介護の現場で必死に働いている現場の医療スタッフ、従事者の方々への特別手当の創出などに12月の補正予算を充てるべきだったと考えています。

こうした市債や予算配分を見たときに、私はどうしても本気でコロナ対策をしているとは思えません。市民を守っているようには思えません。

以上、反対討論といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますか。山崎委員。

○山崎祐一委員 賛成の立場で討論いたします。

ただいまの質疑等を聞いておりまして、今補正予算は緊急度、それから必要性、優先度等を熟慮し、判断して、編成したものと理解いたしました。

詳しくは本会議で申し述べます。

以上をもって、賛成討論といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第169号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立多数と認めます。

よって、第169号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第170号議案 令和2年度新城市国

民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から第172号議案 令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第170号議案から第172号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第170号議案から第172号議案までの3議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第173号議案 令和2年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第173号議案について質疑します。

収益的収入の1款2項4目補助金、9ページです。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金等の対策事業についてお伺いします。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 対策事業としましては3点ございます。

一点目は、愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として、新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者について、当該患者を入院させるに当たっての病床確保、消毒、

搬送に係る経費を対象とするもので、今回の補正は第1四半期分の補助金となります。

二点目は、愛知県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備費補助金で、个人防护具、簡易ベッドの整備への補助金となります。

三点目は、オンライン資格確認システム導入費補助金であります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 頂いた資料では、補助金の申請額が678万4千円出して、交付額が1千万円で乖離があったのでその病床以外でどういうものがあるのかなと思ったら、設備、防護服関係とオンライン資格確認ということで、確認できました。

これは、ソフト部分だけかと思ったら、こういった設備的なものにも、資格確認とか消耗品的なものに使っているということで、固定的な設備とは違うという形で理解してよろしいでしょうか。

これを抑えることによって、四半期分ということですけど、ここ最近感染者が出ている、症状なしというのがありますので自宅待機かと思えますし、軽症者は豊川の受入施設もできたりしてる。

市民病院が今後どういう対応をしていくために必要な設備なのか、それとも今までやってきたことに対する補助金なのかということについてお願いします。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 今回の補助事業の対象となりますのは、今、お伺いのありました設備ということで、いわゆる3条分について収益的収入のほうでは、个人防护具など消耗品的なものプラス資本的収入であります。

あと、先ほどいただいた空床確保と呼びますが、コロナ患者とか疑い患者を受け入れるために、入院患者を、そのために病床を確保しなければいけないということで、それに対する補助金というものになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、そっちのほうの確認ですが、稼働病床部分の受入れの関係で1人の方で1日1万6千円で145万6千円を、これは日数でやっているということと、もう一方の表を見ますと、空床関係で、やっぱり1日1万6千円でこっちは2人受け入れて155日でその他病床、休床病床分が178日で、これもやっぱり1万6千円で280万円。

この空床というのはどういう扱いなのか、要するに1人のコロナ患者を受け入れてそのフロアをどの程度空床にするんだとか、休床病棟というのは今、幾つかある、産婦人科病棟とか北病とかあると思うんです。どういう形で受け入れて、どの空床に対してこの補助金額が決まってきたのかを確認したいと思います。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 陽性患者と疑い患者を収容させていただく部屋が3床ございます。

それと、併せて2床、間を開けるといいますか動線確保といいますか準備の着替えのルームとかそういった形で都合5床確保しているという状況になります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、その5床がこの補助金の対象に該当するという。分かりました。

消耗品的なものということで、4条関係また次で、それでは次に入ります。

資本的収入の1の1の1 国県補助金、9ページですけど、愛知県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備費補助金の設備整備の内容をお伺いします。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備費補助金における設備整備の内容につきましては、エアータント及び付帯する備品、人工呼吸器及び付帯する備品、HEPAフィルター付パーティション

などの整備となります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いただいた資料では、今、言われたようなこと、細かな数字も出ています。

それで、申請額が1,750万5千円の申請があつて、補助金が1,413万7千円と、申請額と補助金の乖離があるんですけど、これで当初申請に見積もっている今の施設備品装置が充足できるのか、補助金だけで足りたんですか。実際、当初の申請額と補助金額が340万円ほど乖離してますけども、その辺はどういうふうに対応されたんでしょう。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 乖離ということなんですけど、先ほどの3条分で330万円ほどの補助金を頂きまして、今回のいわゆる4条分で、試算的なもので1,400万円ということで、合わせて1,750万5千円ということになっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 3条に戻ってしまうのでいけないかもしれないけど、3条だと申請が670万円幾らで1千万円ちょっとの補助金が出ていると。4条のほうは1,700万円の申請で1,400万円の補助金で300万円そこらの差額が出た。両方合わせると帳尻が合うっていうそういう解釈ですか。

なので、3条の申請と4条の申請がごっちゃになっているのかな。それも別にいいのかなと思ってしまったんですけど何で乖離があるのかなというのが疑問で、まずそれが1点と、順番に行きます。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 申し訳ありません。説明が間違っていました。

資本的収入のほうの1,413万7千円につきましては、いわゆる4条分の設備整備に係る部分になります。収益的収入分におきますところの部分につきましては、これが合計

1,070万3千円ですが、内訳としましては3条分の消耗品ですね、こちらのほうが336万8千円、空床確保で638万4千円、あとオンラインの資格確認システムの補助金が95万1千円、この三つを足すと1,070万3千円というものになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その数字はさっき説明してくれたので理解したんですが、それは今、言ったのは3条分ですよ。

4条分のほうが申請に対して交付金額少ないけどそれでいいのですかというつもりだったんですけど。それなんで、3条のほうは申請より多くもらって、そのお金、それではこの4条に回していると解釈していいですかって聞いたら、そのようなことを聞いたんです。そういう意味ではないんですね。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 反問権、よろしいですか。

○村田康助委員長 どうぞ。

○居澤正典医事課長 ごめんなさい。申請額というのは、資料、どちらのほうになりますでしょうか。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 資料で頂いた66ページに、愛知県知事宛ての市長からの申請額というのがあるんですよ。ここには、1,750万5千円の補助金申請をしているわけです。

その根拠となるのが、67ページにある今、言われた備品とか簡易ベッド、あるいはエアフィルター、あるいは簡易診察室という、これは1,750万5千円の補助金額の根拠として明細をつけて、66ページの補助金申請をしているわけですね。

実際に、予算書を見ると、4条のほうは1,413万7千円の補助金が歳入、収入で入っているんですけど、ここで340万円ぐらい差があったもので、あれこれで申請したの、全部賄えたのかな、一般財源かほかの財源か予

備費か何かそういうものを使ったのかなという単純な疑問ですけども。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 差額は、①の収益的事業の、繰返しになります。1,070万3千円のうちの3条分の336万8千円ということで、収入が合わせて1,700万円。

[不規則発言あり]

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 さっきそれを確認したつもりなんですけど、要するに3条でもらった補助金を4条に使うって帳尻合わせているみたいだけど、そういうやり方でも問題ないなら別にいいですし、そういう解釈でないと数字が足りなくなるのでどうしたのかなという形です。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 問題ないということをお願いいたします。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 さっき答弁間違っていましたって言ったので、あれ何が違ったのかな。いろんなこと言いましたけど。

そういった形で、資金的収入のほうには設備的なものでこれだけの入院患者、いわゆるコロナ感染患者対応のいろんな備品整備をされたようですけども、今回の中にはPCR検査機器とかそういうものは入っていないんですけど、そういうものを導入することは、また補助金とは違うのか、事業的にそういうものは対象にならないのか、病院としてはそういう考えがなかったのかを確認します。

○村田康助委員長 居澤医事課長。

○居澤正典医事課長 現在、12月1日からの抗原検査といたしまして簡易キットを使った検査も始めております。

今後、今、第3波来ていますのでPCRの機器そういったものも前向きに検討していきたいということで、今、検討している状況であります。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第173号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第173号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第173号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第178号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 資料をいただいたもので、聞こうと思ったことは大体分かったんですけど、再給付を行うということでその給付状況というのと、給付要件というのはここに書いてあるのかなと思ったんですけど。

これ以外に事務費的なものということなんですけど、どういったものが事務費的なものなのか、3点確認します。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 それでは、今、3問頂いたので順番に答えていきたいと思えます。

1番については、これにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を1人で担う低所得者の独り親世帯に対して大きな困難が心身等に生じていることを

踏まえ、臨時特別給付金の支給を現在実施しているところでございますが、依然として生活状態が厳しい状態にあることから、年末年始に向け給付金の基本給付の支給対象者に対して再度同様の基本給付の再支給分の支給を実施するというものでございます。

2問目は。

○村田康助委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 給付要件ということで、資料を頂いて対象者が人数とかいただいているものですからいいですけども、あと給付要件は分かりました。

事務費的なものというのがあったと思うんですけど、それはどういったものが事務経費になるのか確認します。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 事務費につきましては、通信運搬費といたしまして、既に給付させていただいた方に再度再給付するので、そちらのチラシを送るための通信運搬費、また振込移送するため等の振込手数料等でございます。

また、あと委託料といたしまして児童扶養手当の新システムよるシステムの改修が必要となっておりますので、そちらのシステム改修委託料を計上しております。

また、再度交付金といたしまして、独り親世帯の臨時特別給付金の交付金を歳出として要求いたしました、歳入のほうでは独り親の事務費及び事業費が10分の10で国庫負担金ということで入ってくるという流れになっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にします。

6月に給付を受けた228人と、公的で5人と。それから、給付水準が対象になる者で13人、それから最後にその10人、要するに支給12月11日以降の申請見込みの10人とした根拠ですよね。その辺がどういった根拠でその対象を10人と見込んだのか、確認します。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 10人の内訳でございますが、公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けてないものについて2名、あと新型コロナウイルス感染症を受けて家計が急変して直近の収入が児童扶養手当の対象の水準に下がったもの8名といたしまして、実際の5人、13人に対して2人と8人の計10名というところで試算をしております。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

以上で、第178号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第178号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後5時39分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 村田康助